

【1990年5月16日】医療法の一部改正について（諮問書、要綱）

社会保障制度審議会（総会第448回）

平成2年5月16日

社会保障制度審議会

会長 隅谷 三喜男殿

厚生大臣 津島 雄二

諮問書

別添の医療法の一部を改正する法律案要綱について、社会保障制度審議会設置法(昭和23年法律第266号)第2条第2項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

医療法の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

人口の高齢化、医学医術の進歩等に対応し、患者の心身の状態に適した良質の医療を適切に提供する体制を確保するため、医療提供の理念を規定するとともに、医療施設をその機能に、応じて体系化すること等に関する規定の整備を行うこと。

第二 改正の要点

一 医療提供の理念等に関する事項

1 次の事項を医療提供の理念とすること。

- (1) 医療は、生命の尊厳と生命の質の尊重を旨とし、医師その他の医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係に基づき、医療を受ける者の心身の状況及び地域の状況に応じ、単に治療のみならず、疾病の予防及び心身の機能の維持回復のための措置までを含め、適切に提供されなければならないこと。
- (2) 医療を提供する体制は、国民の健康の保持のための努力を前提に、病院、診療所、老人保健施設その他医療に関する施設の機能に応じ、かつ、医療を受ける者の居宅を含む適切な場において、国民に必要かつ良質な医療が効率的に提供されるよう確保されなければならないこと。

- 2 医療提供の理念に従って医療を提供する体制の確保に努めることを国及び地方公共団体の責務とすること。
- 3 医療提供の理念に従って医療を提供することを医師その他の医療の担い手の責務とし、必要に応じ、相互に、医療を受ける者を紹介し、又は施設を診療、研究又は研修のために利用させる等機能分担及び関係の確保を図るよう努めることを、病院、診療所、老人保健施設その他医療に関する施設の開設者及び管理者の責務とすること。

二 施設機能の体系化に関する事項

医療施設機能の体系化を図るため、特定総合病院及び長期療養病床群の制度を設ける。

1 特定総合病院に関する事項

高度な医療を提供する特定の医療施設として特定総合病院の制度を設け、次の事項を規定すること。

- (1) 病院であって、次の各号に掲げる要件に該当するものは、厚生大臣の承認を得て特定総合病院と称することができること。
 - ア 高度の医療技術に基づく医療を行う能力を有すること。
 - イ 高度の医療技術の開発を行う能力を有すること。
 - ウ 高度の医療技術の評価を行う能力を有すること。
 - エ 厚生省令で定める病床数以上の収容施設を有すること。
 - オ 厚生省令で定める人員及び設備を有すること。
 - カ 診療等に関する記録を体系的に備え、統計等の記録であって患者の秘密を害する恐れがないものとして厚生省令で定めるものについて、当該病院に患者を紹介しようとする医師等の求めに応じ閲覧しうる体制をとっていること。
 - キ 厚生省令で定めるところにより、他の病院又は診療所から紹介された患者のため医療を行うこと。
 - ク 以上の事項（エ及びオを除く。）に関する研修を行う能力を有すること。
- (2) 厚生大臣による特定総合病院の承認は、病院からの申請に基づき行うこと。
- (3) 厚生大臣は、特定総合病院を承認しようとするときは、あらかじめ医療審議会の意見を聴かなければならないこと。
- (4) 特定総合病院の運営に関する病院の管理者の義務を定めること。
- (5) 特定総合病院に事業等に関する報告書の提出を義務付けること。
- (6) 厚生大臣は、特定総合病院が(1)に掲げる特定総合病院の承認要件を欠くに至ったとき、(4)若しくは(5)に違反するとき又は構造設備の改築命令等に違反するときは、その承認を取り消すことができること。

2 長期療養病床群に関する事項

長期入院を要する患者にふさわしい医療を提供するため、長期療養病床群の制度を設け、次の事項を規定すること。

- (1) 長期療養病床群とは、長期にわたり病院において療養する患者のための一群の病床であって、厚生省令で定める基準に適合するものをいうこと。
- (2) 長期療養病床群を有することにつき都道府県知事の許可を受けた病院は、長期療養患者に適した員数の医師、看護婦、看護婦の業務の補助に従事する者等及び施設を有すべきこと。
- (3) 長期療養病床群に関する都道府県知事の許可は、病院からの申請に基づき行うこと。

3 老人保健施設に関する事項

老人保健施設の医療提供面に着目して、第二の一に掲げる医療提供の理念等の規定において、病院、診療所とともに老人保健施設を位置付けること。これに伴い、老人保健施設の定義等所要の規定の整備を行うこと。

三 病院、診療所等の業務委託に関する事項

病院、診療所等の管理者は、医療に密接に係る業務として厚生省令で定めるものを委託する場合には、厚生省令で定める基準に適合する者に委託しなければならないものとする。

四 医療法人の業務に関する事項

医療法人の業務として、疾病予防のため有酸素運動を行わせ、又は温泉を利用させる施設の設置を明示すること。

五 医業等に係る掲示及び広告に関する事項

1 病院等の施設内における医業等に関する事項の掲示義務

病院、診療所又は助産所の管理者は、診療に従事する医師の氏名等の事項を、病院、診療所又は助産所の利用者に見やすいよう、その施設内に掲示するものとする。

2 病院等の施設外における医業等に係る広告規制の見直し

厚生大臣が医療関係者の団体の意見を聴いて医業等に係る広告の方法等につき基準を定めるものとする。

3 1及び2の事項の内容を定めようとする場合には、医療審議会の意見を聴くものとする。

第三 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第二中二の1及び2並びに五の事項に関する規定については、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 診療科名に関する検討及び特例措置

標榜できる診療科名の制度に関して検討が行われ、必要な措置が講じられるまでの間、法律に定める診療科名のほか、医学医術に関する学術団体及び医道審議会の意見を聴いて、政令で定めるものについては、これを広告できるものとする。